

野田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付手続き

補助対象区域：流域下水道認可区域内で供用開始がされていない区域

1. 申請前の注意

- (1) 対象者は、自己の居住の用に供する住宅（居住部分の床面積が、建築延面積の2分の1以上の店舗併用住宅を含む。）に既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所を合併処理浄化槽に付け替えて設置する方です。（新築、増改築等、建築確認を伴って合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象となりません。）
- (2) 施工業者は、千葉県知事の登録業者に限ります。
- (3) 放流先が無い場合、千葉県で認められた処理装置を設置することが条件となります。

2. 申請から交付まで（下線付は市で対応）

交付申請

（提出書類）

- ① 申請書
- ② 浄化槽設置届出書の写し
- ③ 浄化槽概要書の写し
- ④ 設置場所の案内図
- ⑤ 合併処理浄化槽設置に伴う工事見積書の写し（撤去費を含む）
- ⑥ 合併処理浄化槽の構造図
- ⑦ 敷地内排水系統を図示した建築物の配置図（平面図を含む。）と合併処理浄化槽の配置図
- ⑧ 合併処理浄化槽工事契約書の写し（市指定）
- ⑨ 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理表C）
- ⑩ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑪ 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の終了証の写し、又は昭和63年度以降に浄化槽設備士となった場合にはその免状の写し
- ⑫ 債権者登録申出書A・B票（補助金を銀行振込するため）
- ⑬ 他市町村税の納税証明書（市内の方は納付状況を確認することを承諾する書類）
- ⑭ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所（便槽）の写真及び位置図
- ⑮ プレキャストコンクリートを使用する場合は、千葉県の認定を受けたことを証明する書類、構造図

交付決定

交付決定通知書を送付

工事着工・完了

（浄化槽埋め込み時、市立会い検査）
（写真撮影、別紙参照）

※ 市立会い検査を受けずに工事が完了してしまうと補助金の交付ができません。
必ず受検してください。

実績報告

（提出書類）

- ① 実績報告書
- ② 保守点検業者及び清掃業者との以下の内容を含む業務委託契約書（3者）の写し
（ア）保守点検
（イ）清掃
（ウ）法定検査（11条検査）
- ③ 法定検査（7条検査）を申込みした振替払込請求書兼受領証の写し
- ④ 工事に要した請求書の写しまたは領収書の写し
- ⑤ 浄化槽施工結果報告書
- ⑥ 施工写真
- ⑦ 浄化槽の保守点検、清掃に関する誓約書
- ⑧ 撤去したものが適正に処理されたことを証明する書類の写し
※（マニフェスト：E票）最終処分終了欄に終了確認印の押印されたもの

完了検査・確定通知

工事完了に伴う検査後、確定通知書を送付

交付請求

（請求書提出）

交付

（申請時の申出銀行に振込み）

3. 補助対象費用

(1) 補助対象費用は、以下のとおりです

合併処理浄化槽本体及び本体の設置、流入放流に係る管渠及びます、既存の単独処理浄化槽
又はくみ取り便所の撤去に必要な工事費

(2) 耐荷重工事（上部駐車場）、放流先がない場合の処理装置は対象外です。

4. 対象となる合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、BOD除去率90%以上、処理水質BOD20mg/1
以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する機能を有する
もの。

5. 補助金額限度

10人槽以下	限度額	500,000円
--------	-----	----------